

令和元年度

第2回茨木市地域包括支援センター運営協議会

会議録

資 料	会議次第	
	配席表	
	運営協議会委員名簿	
	資料1	平成30年度地域包括支援センター運営事業収支実績一覧表
	資料2	茨木市地域包括支援センターの活動状況について
	資料3	地域包括支援センター業務評価表
	参考資料	地域包括支援センター業務評価（まとめ）
資料4	指定地域密着型サービス事業者の指定について	

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 の 要 旨
事務局（松野）	<p>1 開会</p> <p>皆様、お暑い中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから令和元年度第2回茨木市地域包括支援センター運営協議会を開会いたします。</p> <p>初めに、委員の交代がございましたので、ご紹介いたします。座席表の次の2枚目にある委員名簿をご覧ください。茨木市医師会の岩永委員の辞任に伴いまして、同歯科医師会理事の富永氏が本協議会委員に就任されました。あいにく本日は、富永委員は欠席されておりますが、ご紹介させていただきました。</p> <p>続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。まず机に置かせていただいております資料でございますが、まず配席表、それから委員名簿、事前質問、それからメディカルケアステーションについて、「いつまでも茨木に暮らせるように」という冊子で茨木市の在宅療養ガイドを本日配付させていただきます。</p> <p>続きまして、事前に送付しております資料でございますが、資料1「平成30年度実績及び令和元年度予算報告」、資料2「平成30年度茨木市地域包括支援センターの活動状況について」、資料3「平成30年度地域包括支援センター業務評価表」、それから参考資料としまして「地域包括支援センター業務評価（まとめ）」、資料4としまして「指定地域密着型サービス事業所の指定について」、以上の資料は皆様のお手元にありますでしょうか。</p> <p>それでは、本協議会設置規則第6条第1項の規定に基づきまして、小田会長、議事の進行をよろしく願いいたします。</p>
小田会長	<p>それでは、議事次第にのっとりまして、会議を始めさせていただきます。</p> <p>最初に、本日の委員の出席状況について、事務局から報告をお願いいたします。</p>

事務局（松野）	<p>本日は、運営協議会委員12人中、10人の出席をいただいております。欠席委員は井元委員、富永委員の2名でございます。半数の出席がありますので、本協議会設置規則第6条第2項により、会議は成立いたしております。また傍聴の方は4人おられます。</p>
小田会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、会議次第1の（1）報告案件の最初の「地域包括支援センターの収支実績・予算について」を議題といたします。</p> <p>なお、委員の皆様からいただいた事前のご質問については、資料の説明の中であわせて回答をしていただく予定でございます。</p> <p>それでは、提出資料の説明を事務局からお願いいたします。</p>
事務局（中林）	<p>相談支援課の中林です。</p> <p>資料1をご覧ください。「平成30年度地域包括支援センター運営事業収支実績一覧表」について説明させていただきます。</p> <p>まず4行目に各包括の専門職配置数を示しており、市全体では38人となります。</p> <p>次に、中段の収入欄です。人件費と事務職・事務費等が市からの委託料になります。それに予防給付と総合事業におけるケアプラン料を足したものが色をつけた収入総額となります。その下は市への戻入額です。戻入額は、委託料における専門職等の未配置期間の人件費相当額及び地域ケア会議推進費の未開催相当額となります。各包括においては、収入総額からの減額となるためマイナス表記としております。</p> <p>そしてその下の段、戻入後実収入額は収入合計額から市への戻入額を引いた額となっております。</p> <p>次に下の支出欄です。センター運営等に係る人件費、事務職・事務費等になります。一番下が収支実績となっております。</p> <p>2枚目に移りまして、令和元年度包括的支援事業委託予算一覧表です。こちらは市からの委託料総額で、各包括を示しております。包括の数は今年度11カ所となります。報告は以上です。</p> <p>事前に大北委員からご質問いただいております。順に回答いたします。</p> <p>資料1において、1つ目、社会福祉協議会（以下、「社協」という）の市への戻入額が457万6,000円となっておりますが、社協が出された決算</p>

	<p>報告の中では、「返還費用」として678万7,288円と記載されています。この決算金額の違いについて教えてくださいというご質問と、2つ目、資料1において、社協のセンター収支は105万1,766円の黒字になっていますが、社協の決算報告書においては221万5,685円の赤字になっています。この決算の違いについて教えてくださいというご質問がありました。こちらについては社協包括から説明させていただきます。</p>
<p>社会福祉協議会 種子田</p>	<p>社会福祉協議会の種子田です。1点目の市への返還額につきましては、例年市への返還額の会計処理は事業実施当該年度ではなく、次年度での扱いにしてきましたが、今回、事業縮小もあって平成30年度に平成29年度と30年度の2年分一括決算の処理になっております。</p> <p>続きまして2点目の赤字収支ではないのかにつきましては、1点目で説明しました、平成29年度分となる市返還金のほか、退職者や育児休暇中の職員への社協持ち出しの人件費等も含めての処理としておりますので、相違が出ております。</p> <p>なお、詳細につきましては、当法人会計担当にお聞きいただきますよう、よろしく願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
<p>事務局（中林）</p>	<p>続いて、3つ目のご質問です。資料1において慶徳会の収支実績が89万79円の赤字になっていますが、この赤字額について市としての補填等の対応はなされたのでしょうかということ、常清の里より説明させていただきます。</p>
<p>常清の里 山根</p>	<p>常清の里の山根です。市からの補填はございません。赤字の要因としましては、8月よりケアマネジャーが退職した後、募集をかけておりましたが、1月まで人材の補充が難しく、約5カ月間の不在となっており、その間のケアプランの作成件数が減ったことによる収入の減となっております。その状態におきまして、包括の人材に関しましては、年齢や経験等に見合う賃金は一定支払うことになっておりますので、結果的には赤字になったと聞いております。なお、赤字部分の経費については包括受託法人からの補填となっております。</p> <p>以上です。</p>

事務局（中林）	<p>最後4つ目のご質問です。令和元年度予算の社協の予算において、事務職・事務経費が他の事業所と比べて額が多いのはどのような理由なのでしょう。教えてくださいというご質問をいただきました。こちらに関しましては、共同事務費を委託料に含めているため、事務経費が大きくなっております。共同事務費とは、地域包括支援センター11カ所が共同で開催・参加する研修やイベント等において、会場使用料、講師謝礼、食糧費等にかかる費用です。年度ごとに持ち回りとなっており、令和元年度は社協の委託料に含めて計上しております。</p> <p>以上です。</p>
小田会長	<p>ありがとうございました。資料1に関する説明はお聞きのとおりでございます。事前の質問に対するお答えも含めて、ただいまの資料説明に関してさらに追加的なご質問やご意見などございませんでしょうか。</p>
大北委員	<p>会計年度の決算年度の違いと、集約に関する違いということですが、端的なものだけ事前質問として出しましたが、人件費相当額あるいは事務費相当額、全部の項目で違いますがなぜでしょうか。会計年度とおよそ関係のないところまで含めて、決算しても集約しても足しても違うのはなぜでしょうか。一応赤字の額と払戻金の額だけは事前に質問として出しておこうと思って出しましたが、人件費相当額、事務費相当額、全部含めて、社協が出された資料なので、それも含めて全部、サービス活動費用費の総額も含めて、全部が異なるのですが、市の報告と。そこだけ理由を教えてもらえないか。</p>
小田会長	<p>経理担当でないと、専門職からは回答が難しいのではないのでしょうか。</p>
大北委員	<p>だから事前質問に出しておいたんですけどね。多分そういうことは想定されなかったのだ。</p>
小田会長	<p>この場で専門職の方にお尋ねしても、回答は、実際には難しいと思います。また、他の委員は社協の決算資料をお持ちでないの、ご質問の背景が余りよく分からないかと。</p>

大北委員	<p>時間を頂けるなら説明いたしますが。やめておきましょうか。なぜ慶徳会の赤字の議論を聞かせていただいたかということ、社協は赤字決算をしても税金補填があります。これは余りにも不公平ではないのかという議論を少ししたかっただけです。</p>
小田会長	<p>ご趣旨はよく分かります。</p>
大北委員	<p>分かっただけでしたらそれで結構です。その上に、会計決算書類がこれだけばらばらというのは、公の税金、公金を扱っている組織としていかなものかということも含めて、記録に残しておいてほしいということです。</p>
小田会長	<p>今後は決算関係の書類を本協議会でも参考に配布することが来年度以降もあるかもしれませんが、その際には公式に社協が出されている決算書類との整合性について十分ご配慮をいただくようお願いいたします。その上で、本日のところは他の委員が当該資料をお持ちではございませんし、大北委員の意のあるところについては今、ご発言いただいたとおりに思いますので。大切なことだろうと思います。地域包括支援センターを運営する法人の会計のあり方については、当協議会の本来の任務とずれますので、この協議会としましては、地域包括支援センターそのものを行っている業務についてのご審議に、本日も3時半まで制限された時間ですので、時間をそちらに振り向けるようにしてはどうかと思います。他に何か追加する点がなければ、資料1について、他の委員からのご質問をいただきたいと思います。大北委員は他に何かありますでしょうか。</p>
大北委員	<p>会長の仰るとおりでございます。</p>
小田会長	<p>ありがとうございます。資料1に関して説明を聴取いただきましたが、資料1そのものについての内容で分からない点や、あるいは経理上の今ご指摘いただいたような点、何か不明なところがございましたらこの場で正していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>それでは、資料1の収支実績等につきましては、報告を聴取したということにさせていただきます。</p>

小田会長	<p>次の案件に入ります。地域包括支援センターの平成30年度、昨年度の活動の状況について報告をいただきたいと存じます。資料2について説明願います。</p>
事務局（中村）	<p>相談支援課の中村です。よろしく申し上げます。 それでは資料2をご覧ください。 ページを開いていただきまして、2ページ、3ページについてご説明させていただきます。</p> <p>こちらは日常生活圏域の人口の情報と三職種の人員体制等を載せております。2番目の三職種人員体制について、規定数は38人となっておりますが、右ページの配置数を見ていただきますと、36人。⑥の中央圏域の社協包括と⑦の南圏域の包括葦原で欠員がありました。しかしながら、今年度の体制については現時点で欠員はありません。</p> <p>次に4ページをご覧ください。総合相談支援業務の件数についてですけれども、合計の件数ですが、14,739人と前年度より増えております。特に住民からの相談が大きく増えている状況です。</p> <p>5ページをご覧ください。権利擁護業務の件数についてですが、成年後見関係、消費者被害関係、虐待対応関係に分けて、延べ対応件数を記載しています。⑥の社協包括で虐待対応の件数が多くなっておりますが、実人数としましては昨年度と変わらず、1件の対応回数が多かった結果となっております。</p> <p>ここで事前に山田委員よりご質問いただいております。2の定性的評価で権利擁護に関する相談件数増加の要因として、制度などの周知が進み、利用につながったとしておりますが、これは成年後見制度について示しております。成年後見制度の周知が進んだことで、成年後見に関する相談が他の権利擁護業務と比較すると、昨年度からの増加率が一番大きくなっています。</p> <p>また山田委員からのご質問で、虐待対応で早期発見、早期対応の成功事例の紹介につきましては、この報告の最後に包括から報告させていただきます。</p> <p>6ページをご覧ください。包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の件数は、昨年度とさほど変化がありません。各包括でケアマネジャー等へのサポートの入力にばらつきがあるようですので、実績入力の徹底が必要と考えております。</p>

	<p>7ページの地域ケア会議につきましては、昨年度と比較し開催回数が減っております。これは大阪北部地震や台風21号の影響で中止や延期になったためとなっております。</p> <p>次に、8ページ、9ページをご覧ください。上の段の表が介護予防ケアマネジメント業務で、包括のケアプラン作成成分と委託作成成分に分けて集計しております。</p> <p>続いて10ページ、11ページをご覧ください。11ページの下段に同一法人の割合を記載しております。包括によって差が出ていますが、できるだけ同一法人に偏らないよう、利用者に複数の事業所を紹介するなど対応しております。</p> <p>ここでケースを紹介させていただきます。</p>
<p>葦原 島田</p>	<p>包括葦原の島田です。</p> <p>虐待対応の早期発見、早期対応の成功事例を紹介させていただきます。</p> <p>娘が主たる介護者で母に対しての虐待というところですが、最初に発見したのが利用しておりますサービス事業所でした。入浴時に体にあざがあるということを見ました。ケアマネジャーがついておまして、事業所から即日にケアマネジャーへ連絡が入りまして、その日の夕方には包括に連絡が上がってまいりました。包括は市へ報告を上げまして、ケアマネジャー等も含めて事実確認に行くといった対応方法も検討させていただきまして、実際にご本人と、それから介護者である娘と別々に事実確認をさせていただきました。娘の介護疲れ、それから母の認知症の進行が主な原因というところもあって、現状としましては、ショートステイを使いながら、入居施設の空き待ちという状況になっております。発見からここまで約1カ月少々という期間ですが、今、ご本人も落ちついておられます。娘は、ご本人が娘に会うのは「怖い」という発言がありますので、一応対面で何かということは今のところしておりませんが、手続き等におきましては、娘の協力も得られておまして、前に進んでおります。</p> <p>以上です。</p>
<p>事務局（中村）</p>	<p>山田委員よりご意見をいただいております。平成31年3月における要支援・要介護認定者数は、前年平成29年5月の認定数より各々約400名増加しているようです。今後高齢化が進み、認定者数の増加が見込まれます。</p>

<p>小田会長</p>	<p>住みなれた自宅で暮らし続けたいと願う我々高齢者は、在宅療養や介護保険サービスについてよく知っておきたいものです、というご意見と、茨木市在宅療養ガイド、本日お配りしております冊子ですが、「いつまでも茨木市に暮らせるように」というガイドは、分かりやすくまとめられており、また相談・問い合わせ窓口も紹介されています、ということでご意見をいただいております。ありがとうございます。この在宅療養ガイドを活用してまいりたいと思っております。</p> <p>報告は以上です。</p>
<p>丸山委員</p>	<p>ありがとうございました。資料の2番とそれから虐待対応の事例、あわせて説明をいただきましたが、説明をご聴取いただきまして何か新たな疑問点や、あるいはご意見がございましたらお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>丸山委員。</p>
<p>小田会長</p>	<p>資料2の10ページ、11ページ、居宅介護支援事業所につないだ件数というところで、同一法人割合というのを掲示していただいておりますけれども、間違っても利益誘導というようなことをつないでいるというのではありません。なかなか人材不足もありまして、居宅介護支援事業所もお断りをされるようなことも実態としてはあり、受け入れが難しいというのが多いところです。一周まわってどこも受けてくれないので、最後、自法人で何とかするというようなところで自法人で解決せざるを得ないのが現状であるのではないかと推測しております。私ども春日丘荘においてはそういう実情があるということをご理解いただけたらありがたいと思います。</p>
<p>山田委員</p>	<p>ありがとうございます。ご指摘の点を踏まえて資料も拝見したいと存じます。</p> <p>他の点、あるいは他の委員さんからのご質問を承りたいと存じますが、いかがでしょうか。</p> <p>山田委員さんのご質問へのお答えはよろしゅうございますでしょうか。</p> <p>はい、ありがとうございました。</p>

小田会長	<p>他に何かご指摘はございませんでしょうか。</p> <p>それでは、また会議が進行する中で何か疑問の点を思いつかれましたら、また、時間が余ったときにでもお伺いしたいと存じますので、報告の3番目に進ませていただきたいと思います。と存じます。</p> <p>3点目は、平成30年度地域包括支援センター業務評価についてでございます。事務局から説明をいただきたいと存じます。お願いします。</p>
事務局（中林）	<p>資料3の平成30年度包括的支援事業「地域包括支援センター業務評価表」をご覧ください。表紙を開いていただいてA3資料を3枚つづっております。業務評価の内容はA3、1枚目右側にあります6つの項目に分けて包括の自己評価の後、その内容を市で分析し各包括を訪問しヒアリングを行い、全体評価を行いました。</p> <p>開いていただきますと、それぞれの包括の業務評価表となっております。一番上の列に圏域と包括名があります。その下の左側が包括の自己評価と右側が市の評価をそれぞれ記載しています。</p> <p>もう一枚開いていただいて一番下の列にそれぞれの評価点数と、それを100点満点に換算した点数を表記しています。</p> <p>内容につきましては、主だったところを説明いたします。今ご覧いただいているページの真ん中あたり、Ⅲの4、介護予防ケアマネジメント業務の(2)の①地域連携手帳（みんなで連携編の活用）という項目があります。その下②介護予防手帳（みんなで元気編の活用）というところが評価項目にあります。こちらについてはどの包括も評価が低くなっております。①の地域連携手帳につきましては、現状で使いづらさを感じる部分があるとの意見がありまして、今年度、長寿介護課で手帳の見直しを予定しています。</p> <p>次にその下の5、その他の業務の一番下の(5)生活支援サービス体制整備になりますが、こちらは生活支援コーディネーターとの連携が進んでいないところもあり、包括間でばらつきがある結果となっております。生活支援コーディネーターと連携した取り組み例としましては、地域ケア会議の企画から地域課題の抽出、そして課題の解決に向けた取り組みの検討を一緒に行ったり、商業施設と一緒に出向き、周知にご協力いただいたり、住民の買い物支援の取り組みなどがあります。</p> <p>この評価結果において、十分とは言えない点は今年度の取り組みに反映し、改善に努めてもらっています。</p>

<p>小田会長</p>	<p>次に参考資料という冊子をご覧ください。開いていただきますと、それぞれの包括が見開きページで、こちらは先ほどの業務評価の詳細項目を羅列しましたA3の資料を6項目ごとの点数とレーダーチャートにまとめたものと、各包括の圏域情報を掲載しています。</p> <p>山田委員より事前にご意見をいただいております。資料3の報告案件3、地域包括支援センター業務評価について、社協の北部は自己評価と市の評価のギャップがやや大きいと思います。理由の一つとして、地域特性、職員配置数に恵まれていないこともあるのでは。またこの日ごろの努力が成果につながるのに時間を要するのではと思います。市の評価イコール住民、利用者の満足とすれば何らかの対策が必要かもしれませんというご意見をいただいております。</p> <p>評価に関しましては、相談があれば迅速な対応に努めてもらっておりますが、市としてはもっと平常時も地域に出向き、積極的にアウトリーチやさまざまな周知、啓発活動を行うことも必要と考えているため、今回の評価になりました。距離的にも中央から北部地域へ出向くことに時間的ロスもあると包括へのヒアリングで聞いておりましたので、今年度4月から北部圏域の山手台に新たにセンターを設置しております。</p> <p>大北委員より事前にご質問をいただいております。資料3につきまして、地域包括支援センターは今年度より公募での選考となりましたが、それぞれのエリアにおける応募事業者数を教えてください。またこれらの選考に当たっては、これまでの業務評価がどのように反映されたのでしょうかというご質問をいただきました。</p> <p>まず一つ目、清溪・忍頂寺・山手台が2者、東・白川につきましては1者、春日・郡・畑田につきましては2者、大池・中津につきましては2者、玉櫛・水尾につきましては4者の応募がありました。プロポーザル選考会議で定めた評価基準に基づき選考しましたので、これまでの業務評価は反映しておりません。</p> <p>以上です。</p> <p>ありがとうございました。資料3とそれから参考資料についての説明をご聴取いただきました。質問を事前に出された委員、ただいまのご質問への回答の内容については十分でございましたでしょうか。</p> <p>大北委員。</p>
-------------	--

大北委員	<p>この業務評価が反映されないということについては、プロポーザル選考委員会の指定については、あれは事業企画だから、私も何回か応募したことがあります、いいことを書きます。書いた上でそれがしっかりと実施できてきたのかということの毎年の積み重ねが業務評価なので、そこを評価しないというのは余りにもおかしいのではないかというのが一つ。</p> <p>それともう一つ、この業務評価表というのは毎年実施しているのですよね。そうすると、例えば評価基準の中における、例えば遠隔地という地域特性の問題ももちろんあるけど、例えば地域課題にどう対応したのかという業務特性は、地域包括にとっては大事な課題だと思っています。例えば先の国勢調査の中において、公営住宅における課題集中であったりとか、偏向集住地の問題であったりとかというのは、生活困窮者の実施要綱の中でも出ている問題であって、このような課題に対してアプローチをどうやってしてきたのかということも包括にとっては大事です。今の福祉の事業所は、今の補償と予防はできるけど、過去に対する権利の保障みたいな、例えばトラウマやスティグマの対応とかいうのはなかなか下手くそなので、その辺の部分を業務評価の中にしっかり入れ込まないと、僕はちょっとあかんような気がしていて、そういう取り組みとか、評価基準の問題についてもこれを機会に変えてくれないかということのお願いもあわせて、2つご質問させてもらいたいと思っているんですが、いかがですか。</p> <p>ついでにもう一つ、これ毎年、評価をしているのであれば、例えばですよ、A3の利用者の満足の向上の中で、社協が評価しているところは自己評価3です。市の評価は1です。これは単純で、担当者の表示やとか提示が見やすいところにされていますかといって表示されているんやったら、こんなん毎年評価しているのならとしっかりと指導して、毎年この結果が出てくるということを役所としては恥ずかしいと思わないといけない。すぐに改善できることです。それでそれを何かふつうに、これ見たかのように提示することの意味が分かりません。同じ項目でやってるのに。</p>
事務局（竹下）	<p>相談支援課長の竹下です。もう一度確認をさせていただきたいことがあります。事業企画、プロポーザルで選定した上で、評価を継続してやっていくことが前提としてとなると思うところですが、済みません。</p>

大北委員	<p>だって、継続事業所が新しくプロポーザル、今年公募をしたということの意味はそこにあるんでしょう。つまり新たに活性化を図ったりとか、さまざまな事業者、地域包括に活を入れるというか、ある意味競争の原理も働かせてということでしょう。それであれば、これまでの事業所がどんな運営をしていたのかということが当然、実績点の中にありました、これまでの運営の経験やとか、その中に盛り込まれんとおかしい。つまりそれはプラスにもなるし、マイナスにもなるでしょう。</p>
事務局（竹下）	<p>ご意見ありがとうございました。今回初めて、平成30年度にプロポーザルで新規5エリアについて応募をかけました。その選考の基準というものをいろんな形で市として考えてつくったものです。ただ委員がおっしゃるとおり、業務の評価視点にもいろいろと少し課題があったり、選考基準も包括には本当に必要か、また不足があるのではと、今回初めてプロポーザルをやって反省する点は多々あったと思っております。</p> <p>もう一つ、この業務評価の報告についてですけれど、これは大阪府がもともと府内共通の評価の指標をつくっていた過程がありまして、ただそれが平成24年ごろ急になくなりまして、それ以降、市独自にもやはり評価が必要ということで、この地域包括支援センター運営協議会の委員の皆様にご意見をいただきながら、一緒にこの項目を立てまして、評価の段階も3段階評価でとなり、一定平成26年ごろからこれを運用開始していたと記憶しているところです。柱とするのは地域包括支援センターの基本の業務、抑えるべき要点ということがこの2とか3とか4とか書かれている業務の項目としての組み立てとなっております。大北委員のおっしゃられた、地域課題にどう対応してきたか、それは本当に各圏域で抱える課題はそれぞれなので、やはりこういう基本の項目だけでなく、それにプラスして各圏域が持つ課題への対応策、そこも評価の項目と考えなければという点は、ご意見として大変参考になりました。</p> <p>今後、3年は介護保険の計画の期間となりますので、次期計画に向けてはこの評価の項目も再度見直す形で、よりセンターの業務の評価、また適正な運営が図られる指標となるように努力、改善をしていきたいと思いました。</p> <p>どうもありがとうございました。</p>

大北委員	さっきの3と1の違いとかは、看板をつけるだけやろう。毎年同じですよ。
事務局（竹下）	申しわけありません。実は去年はできていたところですよ。実際に掲示というところの確認ができていなくて1にはなっておりましたので、そこは法人側にはお話をしているところです。
小田会長	<p>いろいろと本質に当たるご指摘をいただきましてありがとうございます。ちょっと私から一言補足させていただきますと、この評価の事業、それからプロポーザルのほう、過去に私も会長として関わっておりましたので、その経緯を少しお話しします。この評価の作業と、それからプロポーザルにその評価の指標を生かすべきであるという点はごもっともですけど、ちょっと別々の形で進んでいまして、そういう意味ではここでの評価の視点をプロポーザルの中に十分に生かすということは必ずしも十分にできなかったという実態があるのではないかと思います。それはこの評価の作業そのものが数年間試行錯誤で行われておりまして、項目の整理とか、見方とか、採点の仕方とか、一貫した、まとまったのが最近のことをごさいます。こういう形でこの場で委員の皆様方にお示ししているのもここ1、2年でございます。まず評価を実施すると、そして統一的な視点から、当時は6センターだったんですけど、その活動を調整していくという、そのことを始めるということが主眼でありまして、評価項目の詳細にわたって十分な検討をするという点については、確かに大北委員さんをご指摘になったような地域事情などを細かく反映したものになっていなかったのではないかなというのをごさいます。その点は会議に関わっておりました私の責任を感じております。</p> <p>これからよりよい評価の指標を、もっとこの場などを中心として検討していかなければならないと思いますので、本日いただいたご意見だけでなく、これからも評価そのもののあり方についてご意見をいただければなと思います。</p> <p>プロポーザルについて、今までの評価の視点を生かしたものにすべきという点は、全くご指摘のとおりだと思いますけど、それは確かに今回のプロポーザル、新しいセンターを指定する際の作業には必ずしも反映されていなかったなと思いました。ご指摘のとおりであります。なかなか耳の痛いご指摘でございましたが、ありがとうございました。</p>

小田会長	山田委員は、ご質問に対するお答えとしては十分でございましたでしょうか。
山田委員	はい。先ほど、大北委員も指摘されましたが、社協（北部）は、自己評価と市の評価のギャップは大きいと思います。事前意見として出しておりますように、地域特性があるかもしれませんが、市の評価が住民、利用者の声や満足度を反映した評価であれば、利用者は、不満に思っているわけです。市の具体的な指導や改善の提示をお願いします。
小田会長	<p>ごもっともなご指摘だと思います。これも自己評価と市の評価をこうやって対比して、こういう形のフォーマットにしてお示しするのもここ1、2年のことですね、確か。徐々に改善はしてきておりますけれども、まだ見にくい点とか、問題点、必ずしも明らかにしにくい点があるかと思いますが、これからも本会議の場などを通じまして、改善に努めていきたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。</p> <p>他の委員からは、資料3及び参考資料について何かご質問ございませんでしょうか。あるいはご意見でも、資料が見にくいとかいう点でも結構でございますが、ございましたらご指摘いただきたいと思います。まだいろいろ改善の余地が確かにあるかと思いますが、またそういう点に思い至りましたら、積極的に私や市にご指摘をいただければと思います。</p> <p>とりあえずこの場で資料3及び参考資料についてご質問等がなければ、報告事項のほかにも本日は審議事項がございますので、報告案件を終わらせていただいてよろしゅうございますでしょうか。</p> <p>それでは次の審議案件に進ませていただきます。審議案件は1件でございますが、地域密着型サービスの指定についてでございます。これについては資料4が提出されておりますので、担当課から説明をお願いいたします。</p>
事務局（女鹿）	<p>福祉指導監査課の女鹿と申します。よろしく申し上げます。</p> <p>それでは私から、地域密着型サービス事業者の指定案件について説明させていただきます。今回1件の申請がありました。右肩に資料4と書いてある資料をご覧ください。1ページ目から説明させていただきます。</p> <p>1ページ目は事業所の概要について記載しています。</p> <p>1点目、事業主体ですが、法人名称は、特定非営利活動法人ふれあいぽっ</p>

ばです。法人所在地は、茨木市にあります。

2点目、サービスの種類ですが、認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護です。認知症対応型共同生活介護について説明します。この認知症対応型共同生活介護とは、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居において家庭的な環境と地域住民との交流のもとで入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするサービスです。また、介護予防認知症対応型共同生活介護については、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持、または向上を目指すサービスとなります。

3点目、事業所の名称は、グループホームふれあいです。

4点目、事業所の所在地は茨木市安威四丁目13番18号です。圏域としては北圏域になります。

5点目、事業開始年月日は、令和元年8月1日を予定しています。

6点目、利用者数は利用定員9人の1ユニットです。

7点目は建物の構造及び面積を記載しています。居室面積は1室当たり8.76平方メートル、居間及び食堂の合計面積は19.58平方メートルで、基準上必要な面積を満たしています。

8点目は、従業員の員数となっています。

9点目の事業運営規定は、この資料の3ページから掲載しています。

10点目、食費は食事代として1日当たり1,285円、おやつ代として一月当たり2,000円となっています。この食費については運営規程にも記載されております。

11点目、居住費等は家賃として1月当たり5万5,000円、管理費として1月当たり2万2,000円となっています。この居住費等についても運営規程に記載されております。

12点目、事業者の経歴ですが、平成11年11月に設立された法人であり、茨木市内において認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、居宅介護支援、障害福祉サービス等を展開しています。

ページをめくっていただいて、2ページをごらんください。認知症対応型共同生活介護の主な人員、設備、運営基準とその適合状況を示しており、今回申請のあった事業所は認知症対応型共同生活介護の指定基準をクリアしております。あわせて指定を受ける介護予防認知症対応型共同生活介護につ

	<p>いても同一の事業所で一体的に運営されるため、同じく基準をクリアしているものとみなします。</p> <p>3ページから9ページにかけて運営規程を掲載しております。3ページの第1条に事業の目的、第2条に運営の方針を記載しています。</p> <p>ページをめくっていただいて、4ページの第4条に事業所の名称等、第5条に従業者の職種、員数及び職務の内容、第6条に利用定員を記載しています。利用定員は9名となっています。</p> <p>5ページの第9条に利用料等を記載しています。第3項、家賃として月額5万5,000円となっています。第4項、食事の提供に要する費用として月額1,285円、おやつ代として月額2,000円となっています。第5項、管理費として月額2万2,000円となっています。</p> <p>以下、9ページまで運営について記載しています。</p> <p>10ページをごらんください。日常生活圏域でのグループホームふれあいの所在地を示しています。北圏域にあります。</p> <p>11ページをごらんください。グループホームふれあいの周辺地図を掲載し、グループホームふれあいの所在地を四角で黒塗りしております。茨木市役所から北へ車で約15分の位置にあります。府道46号茨木亀岡線を北上し、地域包括支援センター天兆園よりさらに北へ進むと安威四丁目があり、少し西に入ったところに位置しています。また、山手台一丁目にある北稜中学校の北東に位置しています。</p> <p>今回、新規に開設予定の事業所については、7月23日に現地調査を行い、認知症対応型共同生活介護と介護予防認知症対応型共同生活介護の設備基準を満たすことを確認しております。</p> <p>以上が、地域密着型サービス事業者の指定案件についての説明です。よろしくご審議のほどお願いします。</p>
小田会長	<p>ありがとうございました。グループホームは第7期の計画は対象施設ではないですね。</p>
事務局（女鹿）	<p>対象です。</p>
小田会長	<p>対象ですか、いつもだったら計画表のどこですというのが触れていたんですけど、それは。計画上の19年度の予定の指定予定箇所になるんですかね。</p>

事務局（女鹿）	平成30年度に計画をしていた北圏域での事業所になります。
小田会長	1年おくれるということですかね。
事務局（女鹿）	はい、少し時期がおくれました。
小田会長	<p>一応計画では昨年度この地域でグループホーム1カ所を指定の予定だったんですけど、諸般の事情でおくれていたものということだそうです。</p> <p>それから、ただいまの説明にございましたように、人員、設備、運営の3基準については満たしている、現地調査も済ませているということで、8月1日からの事業開始予定でございます。法律上の指定の最低限の要件は整っているという趣旨の説明にございました。したがって、実態として何か不都合な点がないかどうか、各委員さんにお諮りをして、指定を可とすべきかどうか、本日決定をしたいと考えております。</p> <p>何か資料の説明についてのご質問やご意見はございませんでしょうか。</p> <p>事業者はいろいろと市内で実績のある団体でございます。8月1日からの事業開始ということで日にちが迫っておりますので、本日の委員会にお諮りをしておりますが、いかがでございましょうか。</p> <p>中島委員。</p>
中島委員	この事業所だけではないですけど、このようなグループホームとか、サ高住はAEDの設置は義務づけられていないんですか。
事務局（女鹿）	基準上では義務づけられておりません。
中島委員	高齢者の方がたくさんいらっしゃいますとね、急病が出た場合に、やっぱりそういうAEDとか置いておいた方がいいのかなという気はするんですけども、市としてもそういう指導はおっしゃらないんですか。
事務局（女鹿）	指導はしておりません。自主的につけている事業所もあります。
中島委員	できたらその辺、もし市から指導まではいかなくても、お願いということでもちょっとやっていただいたほうがいいんじゃないかと思うんですけども。

<p>小田会長</p>	<p>ご指摘の点、ご検討をいただければと思います。</p> <p>他に事業者の指定に関してでございますが、何かご意見やご質問はございませんでしょうか。</p> <p>それではこれは審議案件でございますので、協議会としての決定を求められております。この事業者について、市が介護保険法に基づく指定を行うことについては適当であるというふうを考えてよろしゅうございますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>それでは全会一致ということで、指定の進めをいただくようお願いいたします。ありがとうございました。</p> <p>それでは、その他の案件でございますが、今後の予定や連絡事項などについて何かございましたら事務局からご報告願います。</p> <p>中島委員、どうぞ。</p>
<p>中島委員</p>	<p>医師会の中島です。一応、情報提供ということで、本日資料で配らせていただいた1枚物があるんですけども、ここに書いてあります、メディカルケアステーションという1枚をお配りしたんですけど、これは何かといいますと、今年4月から茨木市医師会で、主に在宅の患者、もちろん在宅でなくてもいいですけど、そういう患者の医療と介護の連携を強化するためにこのようなシステムを開始しております。</p> <p>具体的に言いますと、これは今流行りのICTというやつですけども、メディカルケアステーション、略してMCSといいます。これが医療と介護のグループをつくりまして、そこで情報交換をしようかと、先ほどもちょっと出ました包括の事業の中で、そういう地域連携手帳の普及が非常に悪いということ、これは茨木市でしたら「はつらつパスポート連携編」というやつですけども、これは持ち運びにくいとか、いろいろあります。その医療と介護の連携に特化しまして、そういうのをつくってしようということ、簡単に言いますと、若い方はご存じだと思うんですけど、一言でいうとこれはラインなんです。ラインと全く一緒のもので、例えばかかりつけ医の先生が一人管理者になって、あと、そこにケアマネジャーとかヘルパー、それから訪問看護の方、それから例えばデイサービスだったらそのデイサービスの事業所の方、そういう方に入っていて、そこで情報交換を行います。例えば、今日、家に訪問した、訪問したらお元気でしたとなったら、そこに「元</p>

<p>小田会長</p>	<p>気でした」と打てば、リアルタイムで各グループのみんなに情報が共有できると、今までの「はつらつパスポート」でしたら一々持って行かないと、診療所でしたら診療所へ持っていかなければならない。持って行っても忘れてたり、書くのが面倒くさいということですが、それでしたら、ラインをやっている方はよくご存じだと思いますけど、もうスマホで入れたらそれで終わりです。例えばそこで患者がちょっと今日は熱がある、ちょっとしんどいということであればそういうふうに書いていただいたら、かかりつけ医からそれに対してすぐに対応できるということが使えるんです。</p> <p>それとこれのもう一つ、ここに家族と書いていますけれど、この家族というのはどういう意味かという、家族もそのグループに入っただけです。家族が入るといのはどういうことかといいますと、例えば我々、在宅していても、認知症独居の方もいらっしゃいます。認知症独居で家族が遠いところにいると、近くでしたらいいけど、例えば滋賀県にいたり、兵庫県にいたり、そういう方の場合、どうしても親のことが心配で、「どうしているのかな、大丈夫かな」という心配があると思います。このグループに入っただけでしたらその情報が全部見れます。きょうも元気に過ごされていますと、こう書いてあればそれだけでご家族は今日も元気にやってるなというのが分かりますので、こういうグループをつくって、我々4月から医師会としてやっていますので、もし誰かご家族とか患者でいけば、医師会に行っただけでしたらこういうちゃんとシステムをつくりましますし、それでシステムをつくって、ラインをつくって、みんなで情報共有をしていって、その患者をみんなで見守ってやっていくというのがこのMCSの趣旨です。</p> <p>セキュリティに関しましては、これは非常に高いです。厚労省からも一番高い、ふつうのフェイスブックとか、今やっているラインとかありますけど、あれよりもずっとセキュリティは高いです。個人情報はずっと漏れませんので、そういうセキュリティの面でも安心ですので、そういうのをやっておりますので、もし何かありましたらまた医師会にご連絡ください。よろしくお願いいたします。</p> <p>以上です。</p> <p>何かご質問は、せつかくの機会でございますから、何かご質問などはございませんでしょうか。</p> <p>これは費用は。</p>
-------------	---

中島委員	費用は無料です。
小田会長	無料で利用できるアプリだそうです。 特にご質問はございませんでしょうかね。 それでは、これまでの資料の説明などでお尋ねを漏らした点とか、それぞれの議題の際にもし時間があつたらというふうにして後回しにしましたが、その後思いつかれたご質問やご意見ございませんでしょうか。
小田会長	それでは事務局からのご報告がございましたら、最後に連絡事項ということでお願いいたします。
事務局（松野）	今回の会議でございますが、10月18日、金曜日に開催したいと考えております。会場は茨木市男女共生センターローズWAM、501、502号室になります。
小田会長	今回は10月18日の金曜日、2時ですかね。まだ時間までは決まってない。
事務局（松野）	2時からです。
小田会長	10月18日の午後2時からということでございますので、ご予約いただくようお願いいたします。議題、その他につきましては、また日が迫りましてから事務局よりご報告いたします。次回もよろしくお願ひいたしたいと存じます。それでは、委員の皆様方のご協力によりまして、少し予定よりも早く会議が。どうぞ、済みません、失礼しました。
川口委員	ちょっと私素人で、本当に恥を忍んでお聞きしますけども、皆さん本当に専門家でいらっしゃるの、こんなことを聞くのは恥ずかしいなと思って勇気が出なかったんですが、最後に聞かせてください。 この三職種人員体制というのがありますが、この三職種というのはどういった職種の方でしょうか。

事務局（中林）	<p>資料2の2ページ目をご覧くださいと、下のほうに基準というところでありまして、保健師その他これに準ずるものというのと、社会福祉士その他これに準ずるもの、主任介護支援専門員その他これに準ずるものというのが三職種となっております。</p>
小田会長	<p>ありがとうございました。何か他に専門用語などでわかりにくかった点はございませんでしょうか。どうぞご遠慮なくお尋ねいただきたいと思います。ございませんかね。</p> <p>それでは、本日予定しております議事は以上でございます。議事の進行にご協力いただきましてありがとうございました。本日はこれで終了いたします。</p>